

番号：140415

国名：ケニア

担当部署：人間開発部保健第一課

件名：結核対策アドバイザー業務

#### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：結核対策アドバイザー業務
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

#### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2014年7月上旬から2016年7月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.95M/M、現地 17.33M/M、合計 18.28M/M
- (3) 業務日数：

(第1年次)

準備期間	1次現地	1次国内	2次現地	2次国内	3次現地	整理期間
5	120	2	50	2	90	2

(第2年次)

準備期間	1次現地	1次国内	2次現地	整理期間
3	120	2	140	3

#### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月18日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年 2月26日以降の業務実施契約(単独型) 公示案件(再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
  - ①業務実施の基本方針 16点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等
  - ①類似業務の経験 28点
  - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③語学力 16点
  - ④その他学位、資格等 12点
  - ⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション 16点

(計100点)

類似業務：	結核対策に関する各種業務
対象国／類似地域：	ケニア／全途上国

語学の種類：	英語
--------	----

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等： 特になし
- (2) 必要予防接種

黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

## 6. 業務の背景

ケニア国は WHO の指定する結核高負担国（22 か国）の一つであり、2012 年の罹患率は 10 万人あたり 272 と世界で 13 番目に高く（WHO, 2013）、結核対策は急務の課題となっている。また、HIV 感染拡大に起因する結核との重複感染の増加により、1990 年代に比べて約 5 倍にあたる年間 10 万人（2012 年）の結核患者が発生していることから、ケニア保健省は国家保健セクター戦略計画（National Health Sector Strategic and Investment Plan, 2013-2017、作成中）で結核対策を最重要課題の一つと位置付けており、結核対策 5 か年計画（2011-15）においても患者発見、検査及び診断、治療体制の強化を主要課題としている。この結果、ケニア国の患者発見率は 79%、治療成功率は 88%（2012 年）と高負担国の中では良好な成績を収めているものの、依然 HIV と結核の重複感染問題、多剤耐性結核患者の増加などの診断・治療が困難なケースに対し継続的な対応を迫られている状況である。また、患者の早期発見のためには喀痰塗抹検査や多剤耐性結核に対する培養検査・薬剤感受性検査（以下 DST）の技術向上及び検査精度管理システムの強化が必要である。

JICA はケニア側の要請に基づき、質の高い精度管理を可能とする国家標準検査室（以下 CRL）を中心とした全国的な検査室ネットワークの構築を支援することを目的に、2011 年 3 月より 2013 年 3 月までの 2 年間、個別専門家「結核対策アドバイザー」の派遣を通じ、喀痰塗抹検査ガイドラインや教材の整備支援、州検査室・地方検査室に対する LED 蛍光顕微鏡による喀痰塗抹検査技術能力の精度向上支援、培養・DST の精度保証に関する技術指導を行った。この結果、地方検査室における LED 蛍光顕微鏡検査技術の向上、CRL における外部精度管理により収集されたデータの分析能力の向上、培養検査の質の改善等が図られた。

一方で、同専門家の派遣後、結核検査を取り巻く環境は大きく変化している。一点目は地方分権化による報告体制及び外部精度管理体制の変化である。2010 年 3 月に制定された新憲法に基づき、8 州 12 保健行政区に区分されていた地方行政区分は 47 カウンティに再編され、保健サービスも 2013 年 7 月の新年度よりカウンティ政府により実施されることとなった。結核のモニタリングに関してはこれまで 8 州（12 の保健行政区）が管轄の各県のデータを取りまとめ報告していたが、分権後は 47 の各カウンティが保健省結核・ハンセン病・肺疾患ユニット（以下 C/P 機関）への報告を行うこととなった。また、結核検査の精度管理についても、これまでは州の結核担当官（PMLC）が州内の精度管理にあたっていたが、今後は各カウンティの結核担当官及び外部精度管理コーディネーターが対応し、結果を保健省に報告することになっていることから、分権下における報告システム及び検査体制及びの再構築が急務となっている。

検査法に関しては多剤耐性結核の迅速検査が可能となる核酸増幅法を用いた Gene-Xpert の導入が徐々に図られている他、1 日 5 検体以上を扱う検査室における LED 蛍光顕微鏡の整備は終わり、現在は 1 日 2～5 検体を扱う検査室への導入が計画されている。更に、培養・DST 検査を行うことができる検査室は準備中の検査室を含め 6 か所に拡大予定であることから、これら新規検査室での検査技術の向上及び検査体制の強化が求められている。

このような状況の下、公衆衛生省（当時）は個別専門家「結核対策アドバイザー」の成果を踏まえ、2013 年に「保健システム強化のための結核診断技術向上プロジェクト」を我が国に要請した。結核検査、精度管理に関しては米国疾病予防管理センター（CDC）、世銀、TBCARE 等のパートナーが支援を行っており、これらパートナーの支援との調整を図りながらの協力が求められることから、JICA は個別専門家により対応することを提案し、C/P 機関はこれを了承した。本専門家は地方分権下での報告・検査体制の変化に適応したカウンティにおける報告体制の強化、検査精度向上支援、外部精度管理の強化及び、培養・DST 検査精度保証を目的とし派遣される。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、2011年3月～2013年3月に派遣された「結核対策アドバイザー」の活動成果を踏まえ、他の開発パートナー・NGOと連携しつつ、以下の事項についての活動を行う。

- ① 地方分権後の各カウンティにおける結核検査、報告、検査精度管理に関する現状分析
- ② カウンティにおける喀痰塗沫検査の外部精度管理強化のための技術支援
- ③ 蛍光顕微鏡による喀痰塗沫検査精度の向上に係る技術支援
- ④ 結核菌培養検査・DST検査精度の向上にかかる技術支援
- ⑤ C/P機関が主催する会議参加・助言

具体的な業務内容は以下のとおり。

### <各年次に共通の事項>

- ① C/P 機関が主催する関係機関調整会議（以下 ICC）、技術作業部会（TWG）、定例会議等に出席し C/P 機関メンバー等に対し必要な技術的提言を行う。
- ② C/P 機関が実施する外部精度管理データの精度分析（各カウンティから四半期毎に提出されるデータ妥当性・精度の検証）を支援する。
- ③ CRLにおいて、他のパートナーと協力しつつ検査の質向上に対する技術支援を行う。

### <第1年次（2014年7月上旬～2015年7月上旬）>

#### （1）国内準備期間（2014年7月上旬～7月上旬）

- ① 2011年度～2012年度に派遣された「結核対策アドバイザー」専門家報告書等の既存資料を活用しつつ、ケニアの結核対策、結核検査に関するこれまでの課題について確認し、整理する。
- ② 現地での活動計画、C/P 機関メンバーへの指導内容及び工程案を記載したワークプラン（英文）を作成し、監督職員（JICA 人間開発部）に提出・説明する。

#### （2）第1次派遣期間（2014年7月中旬～11月中旬）

- ① ワークプラン（英文）を元に、C/P 機関及び JICA ケニア事務所（以下、JICA 事務所）と派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打ち合わせる。
- ② 結核分野を支援する TBCARE（USAID）、CDC、世銀などの主要パートナーより、支援内容及び結核分野における課題を聞き取る。
- ③ 3か所程度のカウンティを訪問し、地方分権後の報告、検査体制、内部・外部精度管理システムの現状を確認する。
- ④ ③をレポートにまとめ、C/P 機関に報告する。
- ⑤ 既存の外部精度管理ガイドラインの内容をレビューし、他のパートナーと協力しつつ更新版を作成・印刷する。
- ⑥ LED 蛍光顕微鏡の整備が必要かつ優先度の高い保健医療施設を選定する。なお、現時点で供与する顕微鏡の数は100台を想定しており、JICA が調達を実施する予定。
- ⑦ ⑤について蛍光顕微鏡の仕様を決定し、入札関連書類（輸送情報シート、機材総合情報シート、仕様書案、参考銘柄情報シート、銘柄指定理由書、機材設置先/用途チェック・リスト等）（和文）の作成に協力する。
- ⑧ CRLで実施されている培養検査及びDSTの質について2011年度に作成されたCRLの検査精度保証に関する標準作業書及びバイオセイフティー・ガイドラインに基づき手順が遵守されているか否か評価を行い、他のパートナーと協力しつつ検査の質向上に対する技術支援を行う。
- ⑨ 第1次現地業務結果報告書（英文）を作成し、派遣期間の活動内容・成果を C/P 機関、JICA 事務所に報告する。

#### （3）第1次国内作業（2014年11月中旬、2015年1月中旬）

- ① 第1次現地業務結果報告書（英文）を監督職員に対し提出の上、報告を行う。

- ② 第1次現地業務結果を踏まえ、ワークプラン（英文）を更新し、監督職員に提出の上、報告を行う。
- (4) 第2次派遣期間（2015年1月中旬～2015年3月上旬）
- ① 現地業務開始時にC/P機関及びJICAケニア事務所に更新されたワークプラン（英文）を提出し、業務計画の確認を行う。
  - ② 第1次派遣期間①により更新・印刷した外部精度管理ガイドラインを活用し、カウンティ外部精度管理担当官に対し、トレーナー研修及び外部精度管理モニタリング結果の記録及び報告に関する研修を実施する。
  - ③ 先行する個別専門家の支援により作成された「LED蛍光法塗沫検査技術ガイドブック」のレビューを行い、本ガイドブックを元に検査手順を示したジョブ・エイド（案）を作成し、TWG等を通じ内容を最終化させる。
  - ④ 第2次現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P機関、JICAケニア事務所に対し提出の上、報告を行う。
- (5) 第2次国内作業（2015年3月中旬～2015年3月下旬）
- ① 第2次現地業務結果報告書（英文）を監督職員に対し提出の上、報告を行う。
  - ② 第2次現地業務結果を踏まえ、ワークプラン（英文）を更新し、監督職員に提出の上、報告を行う。
- (6) 第3次派遣期間（2015年4月上旬～2015年6月下旬）
- ① 現地業務開始時にC/P機関及びJICAケニア事務所に更新されたワークプラン（英文）を提出し、業務計画の確認を行う。
  - ② LED蛍光法塗沫検査ジョブ・エイドを印刷し、各カウンティに配布する。
  - ③ カウンティ検査室技師（County Laboratory technicians/technologist）に対し、「LED蛍光法塗沫検査技術ガイドブック」及び上記ジョブ・エイドを活用しつつ、C/P機関によるLED蛍光顕微鏡を用いた喀痰塗沫検査の実施方法、指導方法、および「外部精度管理ガイドライン」に沿った外部精度管理に関する研修実施を支援する。
  - ④ JICAにより調達された蛍光顕微鏡につき、保健省による対象施設への配布を支援する。
  - ⑤ 第1年次業務完了報告書（英文）を作成し、C/P機関及びケニア事務所に対し提出の上、報告を行う。
- (7) 第3次国内作業（2015年6月下旬）
- 第1年次業務完了報告書（和文、英文）をJICA人間開発部に対し提出の上、報告を行う。

<第2年次（2015年8月上旬～2016年7月上旬）>

- (1) 国内準備期間（2015年8月上旬）
- 第1年次の活動結果を踏まえ、現地での活動計画、カウンターパート（以下C/P）への指導内容及び工程案を記載したワークプラン（英文）を作成し、監督職員（JICA人間開発部）に提出・説明する。
- (2) 第1次派遣期間（2015年8月中旬～2015年12月上旬）
- ① ワークプラン（英文）を元に、C/P及びJICAケニア事務所（以下、JICA事務所）と派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打ち合わせする。
  - ② 第1年次に調達・配布されたLED蛍光顕微鏡供与先を巡回し、蛍光法を用いた喀痰塗沫検査の実施状況を評価するとともに、必要に応じて技術指導を行う。
  - ③ ナクル・マリンディに新設される検査室を訪問し、培養検査・DST検査の質を評価し、必要に応じ改善のための対応策を提案する。
  - ④ 第1次現地業務結果報告書（英文）を作成し、派遣期間の活動内容・成果をC/P機関、JICA事務所に報告する。

- (3) 第1次国内作業 (2015年12月中旬、2016年1月中旬)
- ① 第1次現地業務結果報告書 (英文) を監督職員に対し提出の上、報告を行う。
  - ② 第1次現地業務結果を踏まえ、ワークプラン (英文) を更新し、監督職員に提出の上、報告を行う。
- (4) 第2次派遣期間 (2015年1月中旬～2016年6月下旬)
- ① 第1年次に引き続き、カウンティ検査室技師に対し、「LED 蛍光法塗沫検査技術ガイドブック」及び上記ジョブ・エイドを活用しつつ、C/P 機関による LED 蛍光顕微鏡を用いた喀痰塗沫検査の実施方法、指導方法、および「外部精度管理ガイドライン」に沿った外部精度管理に関する研修実施を支援する。
  - ② 第1次派遣期間に引き続き、第1年次に調達・配布された LED 蛍光顕微鏡供与先を巡回し、蛍光法を用いた喀痰塗沫検査の実施状況を評価するとともに、必要に応じて技術指導を行う。
  - ③ 第1次及び第2次派遣期間を通じた協力成果及びケニア国の結核対策の残された課題について、特に検査分野を中心に分析の上、関連パートナー、C/P 機関に対し報告する。また、課題については C/P 機関による解決策の作成に協力する。
  - ④ 第2年次業務完了報告書 (英文) を作成し、C/P 機関及びケニア事務所に対し提出の上、報告を行う。
- (5) 帰国後整理期間 (2016年7月上旬)
- 第2年次専門家業務完了報告書 (和文、英文) を作成し、第2次現地業務結果報告書 (英文) とともに JICA 人間開発部に対し提出の上、報告を行う。

## 8. 成果品等

### (1) 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

年次	レポート名	提出時期	部数など
第1年次	ワークプラン	2014年7月	英文、電子データ
	業務従事月報	派遣毎毎月	和文2部 (JICA 人間開発部、JICA ケニア事務所)
	現地業務結果報告書	2014年12月 (第1次) 2014年3月 (第2次)	英文3部 (C/P 機関、JICA 人間開発部、JICA ケニア事務所)
	専門家業務完了報告書 (和文・英文)	2015年6月  2015年7月	英文3部 (C/P 機関、JICA 人間開発部、JICA ケニア事務所)  和文2部 (JICA 人間開発部、JICA ケニア事務所)
第2年次	ワークプラン	2015年8月	英文、電子データ

業務従事月報	派遣毎毎月	和文2部(JICA人間開発部、JICAケニア事務所)
現地業務結果報告書	2015年12月(第一次)	英文3部(C/P機関、JICA人間開発部、JICAケニア事務所)
専門家業務完了報告書(和文・英文)	2016年6月 2016年7月	英文3部(C/P機関、JICA人間開発部、JICAケニア事務所) 和文2部(JICA人間開発部、JICAケニア事務所)

※ワークプランを除く報告書の体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## (2) 技術協力成果品

各年次で作成・提出する技術協力成果品は以下のとおり。提出時期が各年次の契約終了時となっているものについては、各年次の最終成果品に添付すること。

名称	提出時期	部数
外部精度管理ガイドライン	第1年次契約終了時 (2015年7月)	5部(JICA人間開発部、JICAケニア事務所) CD-ROM2式(先方1式)
蛍光法塗沫検査ジョブ・エイド	第1年次契約終了時 (2015年7月)	5部(JICA人間開発部、JICAケニア事務所) CD-ROM2式(先方1式)

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積を計上して下さい)。

航空賃については、航空経路は、ドーハ/ドバイ経由を標準とします。

### (2) 見積方法

本業務については、上記2. 契約予定期間等に記載のとおり、契約期間を分けて契約書を締結することとします。このため、見積書はそれぞれの契約期間に分けて作成してください。

### (3) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、当機構ケニア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。(2014年度)

- ・ 運転手：40,000円×5か月×＝200,000円
- ・ 車両燃料・維持管理費：110,000円
- ・ ラボ試薬・消耗品等物品：414,000円
- ・ 出張旅費：207,000円
- ・ 通信費：5,000×5か月＝25,000円
- ・ 資料等作成費：500,000円

(2015年度)

- ・ 運転手：40,000円×10か月×＝400,000円
- ・ 車両燃料・維持管理費：220,000円
- ・ ラボ試薬・消耗品等物品：50,000円
- ・ 出張旅費・研修参加者旅費：5,508,000円
- ・ 通信費：5,000×10か月＝50,000円
- ・ 研修開催費（参加者旅費除く）：660,000×6回＝3,960,000円
- ・ 資料等作成費：1,000,000円

(2016年度)

- ・ 運転手：40,000円×3か月×＝120,000円
- ・ 車両燃料・維持管理費：45,000円
- ・ ラボ試薬・消耗品等物品：14,000円
- ・ 出張旅費・研修参加者旅費：2,272,000円
- ・ 通信費：5,000×3か月＝15,000円
- ・ 研修開催費（参加者旅費除く）：660,000×2回＝1,320,000円

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：一般業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地派遣期間は2014年7月13日～2016年6月30日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

#### ② 現地での業務

本業務は、単独での実施、C/Pとの協働となります。

#### ③ 便宜供与内容

当機構ケニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

##### ア) 空港送迎

初回のみ手配します。

##### イ) 宿舎手配

初回のみ最初の1週間につき手配します。

##### ウ) 車両借上げ

当機構ケニア事務所から、必要な移動に係る車両を貸与する予定です（市外地域への移動を含む）。但し、運転手の備上が必要です。

##### エ) 通訳備上

なし

##### オ) 現地日程のアレンジ

初日のJICA事務所打ち合わせ及びC/P機関訪問につき手配を行います。

##### カ) 執務スペースの提供

C/Pが保健省内の執務スペース提供予定。（ネット環境完備）

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部保健第1課（TEL:03-5226-8363）にて配布します。

- ・2011年度ケニア共和国「結核対策アドバイザー」専門家業務完了報告書
- ・2012年度ケニア共和国「結核対策アドバイザー」専門家業務完了報告書

(3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

- ① 実施時期：6月23日(月)(予定)  
(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- ② 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室  
(当日機構へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。)
- ③ 実施方法：
  - ・一人当たり、プレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定。
  - ・プレゼンテーションでは、簡易プロポーザルの「業務実施方針」を説明。
  - ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

(4) その他

業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

ケニア国内での作業においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAケニア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以 上